

9月12日（第2日）

9月12日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	吉野伸康
13番	胡子雅信	14番	登地靖徳
15番	浜西金満	16番	山本一也
17番	山本秀男	18番	林久光

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	御堂岡健	総務部長	仁城靖雄
企画部長	江郷壺行	危機管理監	加川英也
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	企業局長	道丹幸博
消防長	丸石正男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第8号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第3	報告第9号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第4	同意第2号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第5	承認第3号	専決処分の報告と承認について(平成30年度江田島市一般会計補正予算(第2号))
日程第6	承認第4号	専決処分の報告と承認について(平成30年度江田島市一般会計補正予算(第3号))

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 7 | 承認第 5 号 | 専決処分の報告と承認について（平成 3 0 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）） |
| 日程第 8 | 承認第 6 号 | 専決処分の報告と承認について（平成 3 0 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）） |
| 日程第 9 | 議案第 4 8 号 | 平成 3 0 年 7 月豪雨による被災者に対する市税の減免の特例に関する条例案について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 9 号 | 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 0 号 | 江田島市葬斎センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 1 号 | 江田島市税条例等の一部を改正する条例案について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 2 号 | 江田島消防署能美出張所新築工事（建築）請負契約の締結について |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 3 号 | 市有財産の無償譲渡について |

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（林 久光君） おはようございます。平成 30 年第 3 回江田島市議会定例会 2 日目でございます。

きょうも一日議会の進行によろしくお願いいたします。

傍聴席の皆様には、本日も早朝から傍聴にいらしていただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成 30 年第 3 回江田島市議会定例会 2 日目を開きます。

ただいまの出席議員数は 18 名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（林 久光君） 日程第 1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

1 番 長坂実子議員。

○1 番（長坂実子君） 皆さんおはようございます。1 番議員立風会、長坂実子でございます。傍聴の皆様、朝早くからお越しいただきましてありがとうございます。

まずは、7 月豪雨で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

7 月豪雨災害においては、百年に一度と言われる大雨が降り、我が市では大雨特別警報が出されました。この豪雨で、断水、停電、多数の土砂崩れ、家屋の浸水、倒壊など甚大な被害をもたらしております。百年に一度という歴史的な大雨は、今後またいつ起こるかわかりません。実際、数十年に一度降る大雨の場合に出す大雨特別警報は、福岡県ではことしも、そして昨年もお出されております。気象庁によりますと、百年に一度、数十年に一度というこの指標は実際過去の限られたおよそ百年余りのデータに基づいた発生確率でしかないのです、実際にはいつ起こるかわからないとのことです。

また、地球温暖化により集中的に降る大雨は、年々起こりやすくなっているのも事実です。気象庁の将来予測では、温暖化の進行が最も早い場合の 1 日に 200 ミリという災害発生レベルの降水量の大雨が降る発生頻度は、今世紀末になると現在より全国で平均して約 2 倍になります。また、短時間豪雨 50 ミリの発生頻度も全国的に 2 倍になるという予測を出しています。つまり、温暖化の進行によっては百年に一度降るといわれる今回の大きな災害をもたらした大雨が、将来 50 年や 30 年に一度の指標になるかもしれないというのが気象庁の見解です。実際には、いつ今回のような大雨が発生するかはわからず、決して楽観視できないのが現状であります。そして、南海トラフ大地震も今後 30 年以内の発生確率は 70% から 80% と高まっております。自然災害の脅威を感じるところであります。大災害をもたらす異常気象、地震や津波などへの備えはいろいろな面で必要だと思っておりますが、昨日、全被災場所で被災原因を取り除いた復旧を行う

との心強い御答弁がありました。本日は、市職員の参集体制にしぼって質問させていただきます。

7月豪雨の際、市外居住の市職員が災害対応の参集に応じることができない事態が発生しています。本市だけでなく、近隣の市町も災害に見舞われたためであります。今後も地震、津波など近隣市町を含め災害に遭う可能性は十分に考えられます。

災害発生時、市民への避難情報伝達、避難所対応など緊急体制が必要ですが、市職員が市外居住の場合、対応が難しい事態が想定できます。そこで、伺います。

1番、市職員の緊急時の初動行動についてマニュアル化されていますでしょうか。

2番、市外居住の職員について、いざというとき駆けつけてもらえないという不安の声。また、住民が困っているときには一市民としてその労苦をともにしてほしいという声を断水期間中によく耳にいたしました。市は、市外居住の職員に対し、市内居住へ誘導・促進する目に見える対策が必要であると思っておりますが、市の考えを伺います。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から、災害時における市職員の参集体制について2点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、市職員の緊急時の初動行動について、マニュアル化されているのかというお尋ねでございます。

災害発生時におきましては、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、初動対応が最も重要であると考えております。そのため、江田島市では災害初期における職員の参集、情報の収集、各部・班の業務など職員が取るべき行動の概要をまとめました職員初動マニュアルを作成しております。

また、職員ごとの参集時期、参集場所を定めました配備編成計画や避難所の開設手順をまとめました避難所運営マニュアル、さらに避難情報を発信する基準を定めました避難勧告等の判断・伝達マニュアルなども整備をしています。

このたびの7月豪雨災害におきましても、これらをもとに的確に災害対応に当たってまいりました。しかしながら、このようなマニュアル等の整備だけではなく、職員の災害対応活動の実効性を高めるためには訓練も必要でございます。

市では、本部長であります私を含めまして、全部局で実施をいたします災害対策本部の運営訓練、速やかな対策本部の設営と担当者の役割を明確にすることを目的に実施いたします災害対策初動チーム訓練、災害対応時におきまして、部局ごとの活動業務の確認及び課題や問題点を把握することを目的に実施いたします各部局図上訓練など、さまざまな訓練を毎年実施しております。

さらには、各職員は災害発生時におきまして、迅速かつ円滑に活動ができるように、どの時期に、どこに集まり、どのように活動を行うのか記載いたしました参集用防災カードを携帯することで、自分の取るべき行動を確認しております。

次に2点目の、市として市外居住の職員に対し、市内居住への誘導・促進する対策が必要であると思う。市はどのように考えているのかのお尋ねでございます。

前回、平成30年6月の議会での一般質問に答弁をいたしましたとおり、市民の皆様

が、災害発生時の対応や私ども職員の給与が市民の皆様の税金から支払われているという観点からも、職員に市内居住をするべきとの思いを持たれることは、私も十分に理解いたしております。

そのような思いを踏まえまして、市では、新規採用職員に対しまして、市内への居住の働きかけや物件を紹介しているところでございます。しかしながら、両親の介護や家族の通勤、通学の都合など、職員個々の家庭環境でやむを得ず市外から通勤せざるを得ない職員がいることも、これは現実でございます。

ことし、平成30年1月、市外居住職員を対象に実施いたしましたアンケートによりますと、市外に居住する職員のほとんどが台風などの災害予報時におきましては、実家や知人の家に待機するなど、何らかの対策を講じております。

どこに居住しているのか、どこに居住するのかということよりも、市民サービスの向上のために、市民の安全・安心を守るためにそういった高い意識を持って働くことが、私は最も重要だと思っております。

これらの取り組みを引き続き行えば、将来的には職員が持つ居住地の課題が解消した場合には、必ずや江田島市に住んでもらえる、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 1番 長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） 再質問のほうさせていただきます。

市内での災害発生箇所を聞きますと、大変な数で被害の大きさを感じました。今回の豪雨で公共土木施設、農林関係施設の被害報告も豪雨から二十日までの間で1,000件を超え、そのほか土砂や浸水による住宅被害も多く発生しています。まずは、災害対応に当たられた職員の皆様には心から感謝申し上げたいと思います。

災害発生直後は災害対策本部の設置、被害状況の収集や報告、避難所の運営などがあると思います。大量の情報や連絡が入り、対応に追われパニック状態になる可能性があると思います。

今回、このマニュアル化されていますかという質問をさせていただきましたのは、職員の方から初動体制がマニュアル化されていないというお話をお伺いしました。そのために、災害対応が混乱しているとのことだったんです。要は、周知ができていないのではないかと私は思います。職員が配置に当たれないということも考え、市民の安全の確保のためにも、特に初動の体制についてはマニュアルの整備、そして、先ほども言われてましたけれども訓練そして周知をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

初動参集体制について質問させていただきます。

7月豪雨の際の市の体制状況ですけれども、7月6日、18時半に1号配備体制で災害対策本部が設置され、19時24分に2号配備体制、19時40分大雨洪水警報が出されると同時に全員参集である3号配備の体制となりました。

地域防災計画の3号配備の動員基準が大まかに3つ。大雨特別警報などの特別警報が出されたとき、震度6以上の地震が発生したとき、そして、広島県大津波警報が発表されたときとなっており、どれも大変な非常時だと思っております。

先ほどの御答弁では、市外居住の方々には市内で知人や御実家などで待機をされていたとのお話でしたけれども、参集ができなかったというようなお話も聞いております。今回の豪雨で、豪雨があったのは段階を追って危険な状態になったので、このたびは、ここにいられたと思うんですけれども、ほかにも震災起こる確率も高いですし、ずっとここで待機してるわけでもなく、やはり突然にやって来る災害があると思います。そういったとき、今回のように広島や呉でも大きな被害を受け、道路の寸断、災害発生後は陸路で市内に来ることができない状況だっていると思います。3号配備による勤務時間外の参集について、広島や呉などの市外からの参集は大変危険で不可能だと思います。

そこで、伺いたいんですけれども、今回、大雨特別警報が出て3号配備が出されました。市外居住の市職員の状況はどのように認識され、参集の指示をされていたのか教えてください。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 市外居住者の方の参集基準なんですけど、このたびの場合は勤務時間内に大きな雨が降るということで警戒本部体制をとってございました。近いうちに災害対策本部体制になるということで、ほとんどの市外の方は市内のほうにとどまっておられて、このたびの3号配備で市外の方で参集ができなかったという方は少ないというふうに認識しております。

○議長（林 久光君） 1番 長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） 済みません。少ないということなんですけども、市職員の方々の把握はどのようにされていたのでしょうか。また、どのような行動の御指示を出されていたのか教えていただけますでしょうか。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） このたびは警戒本部体制をとってございましたんで、対策本部の体制になるということが近いということで、待機ではございませんが自分の配備体制、配備基準を確認して行動を取るようということで指示をしております。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 災害当日の参集状況なんですけれども、前提といたしまして、消防であるとか保育士、派遣職員とか休職されてる方そういった人を除きまして、合計で232名が対象となります。そのうち、市外で対象になる方が37名でございます。37名のうち参集した方が27名、その当日に未参集だった方が10名でございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 1番 長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） 今お伺いした10名の方が参集不可能だったということだと思うんですけれども、その方々はどのように指示をされていたのでしょうか。待機ということでのよろしいのでしょうか。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 待機ということではございません。

災害対策本部体制にもなるかもしれないということで、自分の参集基準、自分がいつ

参集するかその分を確認していただくように指示をしております。

○議長（林 久光君） 1番 長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） その後は、本人に任せるといふことにはなるんですか。そこまでしか御指示がなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） うちのほうとしましては、参集基準というものを設けております。先ほども申し上げましたが、参集基準にのっとって参集できるようにということで指示をしております。

○議長（林 久光君） 1番 長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） その後の行動はどのようにしていたのかという調査のほうはされていませんか。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 当日参集されなかった人につきましては、翌日に参集をしております。先ほど、市外居住のお話をされましたけれども、例えば、市内に居住しておる方につきましても、未参集だった方が、対象人数が195人に対して未参集が24名おります。やはりこれは、市外とか市内とか関係なしに交通の遮断であるとか、自宅周辺が被災するとか、そういうような状況がありますのでそのような状況を踏まえて、未参集というような形になっております。

理由といたしましては、先ほど、交通の遮断とか自宅の近くが被災しておるとかいう以外にも、例えば、交代要員。避難所に出ておる場合ですと、その人がずっと何日も詰めることができないので交代で当たります。そういった人の交代要員であるとか、そういったさまざまな理由がございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 1番 長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） 今のお話によりますと、市内でも被災されて来れない、道路が寸断されて来れないという状況があったと思うんですが、市外居住の方のほうで37名中27名しか来れていないというように、割的に来れない確率が高くなるのかなというふうに感じます。私も大災害発生ときは、職員の皆さんそして御家族の安全は第一だと思います。職員の参集体制も居住地域を考慮して、できる限り最小限の行動で初動体制がつけられるのが望ましいと思います。

そこで、伺いたいんですけれども、広域的な大災害のときに、特に勤務時間外において市外居住の職員は市への参集が不可能、この場合、居住地近くの避難所に参集し開設運営するなど活動協力をするという自治体間で広域的な参集体制がつけられると思うんですけれども、もしかしてあると思うんですけれども、この点についてはどうなんでしょうか。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 広域の連携につきまして、避難所のほう大規模災害が起こった場合には、隣の町とかそういうふうに協力してやっていきたいと思いますという話が出ております。今のところ職員につきましては、連携をしてやっていくということは協

定とかそういうのはないんですが、うちの場合でありましたら県のほうにすぐ職員の応援依頼とか、他の自治体への依頼をしていくことに、大規模災害の場合にはするようにしております。

○議長（林 久光君） 1 番 長坂実子議員。

○1 番（長坂実子君） 特別警報が出る異常気象や南海トラフ大地震などの広域災害の発生は、十分に考えられると思います。避難所の開設運営など、広島や呉とマニュアルも共通化できるとも思いますし、県内市町村の災害時の相互応援に関する協定が交わされています。この内容は、被災地の要請に基づいた支援をするという相互応援体制、先ほどそのことを言われていたのかなと思うんですけど、これに加えて大災害発生の際に広域参集体制を協力強化として組み込むことは可能だと思いますが、それかほかにいい方法があれば教えていただきたいんですが、見解いかがでしょうか。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 大規模地震、南海トラフのような地震の場合なんですけど、江田島市だけでなく周辺の市町のほうもひどい災害を受けると思います。そういった場合に、近隣の市町での応援はちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

そのため、うちのほうとしましては南海トラフ等が起こった場合、被害が少ないような出雲市とか近畿地方であります海ネット、そういう協定を通じまして職員物資等の要請をやっていききたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（林 久光君） 1 番 長坂実子議員。

○1 番（長坂実子君） 済みません。ちょっと伝え方が悪かったんですが、初動の体制において、緊急時に相互応援というような広域的に参集体制をつくるというようなことを御提案させていただきたいと思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 広域的の参集なんですけど、近隣の市町に応援を要請することはうちのほうも考えますが、その中で応援を要請する市町の状況によっても変わってくると思います。その場合には、まず広島県のほうに連絡を取りまして、応援可能かどうかそこら辺を調整のほうお願いしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（林 久光君） 1 番 長坂実子議員。

○1 番（長坂実子君） 一人一人が大切な命でもございますし、最も安全な体制づくりをお願いしたいと思います。

では、次の市外居住の職員への市内居住誘導について再質問させていただきます。

江田島市というのは地理的にも海に囲まれた島という、大災害が起きれば道が寸断されれば孤立する可能性のあるような土地柄だと思います。そういったところで、やはり危機管理面、大災害が起きたときにそうするような体制確保のためにも、やはり市内居住の奨励は重要だと考えます。しかし、家庭の事情があって市外に住まれていることも何度も聞いております。実際に、他の市町も同じような状況で、やはり防災のため、ま

ちづくりを市民としていくために市内居住への誘導策を出されています。どこの自治体も取り組まれているところは同じ思いでされていると思うんですけども、もし目に見える形で何か促進誘導策、多数の自治体が出していると思うんですけども、研究されていることがありましたら、もし江田島市でできること、できないこと何かありましたら教えていただけないでしょうか。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 今の災害のこととかも、市民の皆様のためには災害時にすぐ駆けつける体制がよいというのは理解しております。しかしながら、長坂議員がおっしゃいましたように、家族の介護でありますとかそういった個々の家庭環境によりまして、やむを得ず市外居住をしている実態もございます。これは、災害だけではなく日々の日常業務で頑張るといことで、総合的に全体を通して市民の皆様にご貢献できるように努めて、貢献していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 1 番 長坂実子議員。

○1 番（長坂実子君） 市民の安全のためにしっかり業務をしていただくという使命感はぜひ持っていただきたいものなんですけれども、このたびの豪雨災害、断水になったとき、7日から始まった断水は24日に市内全土で水が行き渡りましたけれども、断水当初、いつ水が復旧するかわからなくて、市民は皆不安なときを過ごしていたと思います。断水期間中に市外居住の職員の中には、家に帰れば普通に水のある生活ができた方もいらっしゃると思います。それを悪く責めるつもりはありません。ですが、市民からよく耳にしたのが、大変なときも生活を一緒にしてほしい、普通の生活があるんだったら不安な生活がわかってもらえないんじゃないかということをよく耳にしました。災害復旧も含めまちづくりをするのに、苦しいときも楽しいときも一緒に過ごしてほしいと住民が望むことは私はおかしいとは思いません。

公務員というのは、行政をする立場で市民のために法による社会の秩序をつくる特別な立場だと私は理解しています。そして、皆さんがいなければ私たち市民の生活は大変なことになるだろうと思います。そういった特別な立場だからこそ、憲法15条2項に公務員は全体の奉仕者と明記され、全体の利益を考えてみずからを律することが求められているのだと私は理解しております。

災害復旧を含めてまちづくりには、行政と市民の信頼関係をつくるのが大切だと思います。時には市民の思いを汲んで方針を改めていただくことが大切なのではないでしょうか。業務を一生懸命やっただけでこと大事ですけども、この信頼関係構築ということもぜひ取り組んでいただきたいと思います。市として目に見える形で、市が誘導策を取っていただくこと、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（林 久光君） 以上で、1 番長坂議員の一般質問を終わります。

続きまして、8 番 上本一男議員。

○8 番（上本一男君） 8 番議員、上本一男です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

このたびの一般質問は、自分の事例と言いますか、災害のときにどういうぐあいに対応しよったかというようなことを交えまして、事例としてちょっと紹介していろいろどう考えるべきかということを検討したいと思います。お願いします。

地域の安全は地域の人でという題名であります。

ここ最近、地球温暖化現象で災害も甚大化しております。気温の上昇が著しく、夏の数カ月というものは何もしたくないというのが現状で、暑くて身の置き場もなく、息をするのも苦しいような状態であります。そのようなときに災害が起き、本市も大変な目に遭いました。

ボランティアで応援するというのを皆さん考えたと思います。暑くて相手を助けに行けるような状態ではなく、自分の身を守るのが精いっぱいでありました。今後は、このような現象がたびたび起こるものと私は考えています。そうであるならば、我々は自分たちが関与する地域は自分たちで守るということを自覚し、自分たちに振りかかってきそうな災害は早目に取り除く。また、自分たちが災害の起きそうな箇所を見つけ、行政に連絡し迅速に改善してもらおう仕組みづくりを考えなければいけないのではないかと考えます。

行政は、地域住民がお互い力を合わせ、災害のないまちづくりの仕組みをマニュアル化する手助けをする必要があるのではないかと考えます。このことについて、行政はどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 上本議員から、地域の安全は地域の人でとの御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まさに、災害対応は議員のおっしゃるとおりで、そうした地域の安全は地域の人でとこのを実現するためのものが、私は自主防災組織であると思っております。

この自主防災組織につきましては、地域の皆様がお互いに力を合わせ、災害による被害を予防し軽減するための活動を行うもので、江田島市におきましても結成を積極的に推進しております。

今年度、平成30年度、新たに20の自治会から自主防災組織としての結成届が提出されております。このことによりまして、現在では自治会を単位といたしました31地区のうち、28地区で自主防災組織が結成されたところであります。

また、自主防災組織は、近隣や地域の皆様が協力して災害に備える、ともに助け合う共助を強化し、地域の皆様が防災活動を実施するために自発的に結成する組織でございます。

今回の7月豪雨災害におきましては、本市では亡くなった方はいらっしゃいませんでした。このような自主防災組織や各自治体が主体となりまして、防災教室や防災訓練、また、危険箇所を点検する町なか訓練など、地域防災活動を継続的に実施してこられました。このことが、市民の皆様の適時・的確な避難行動や自分の身を守る安全確保行動につながり、今回の豪雨においても幸いにも死亡者が発生しなかった要因になったのではないかと私は感じております。

市といたしましては、自主防災組織の仕組みにつきましても、今後もより実効的な組織となりますように積極的に支援してまいります。また、地域の防災活動につきましても、さらに活性化するように取り組んでまいります。

そうした活動の中で、地域の皆様が危険箇所等を把握された場合におきましては、市に御連絡をいただくことによりまして現地を確認し、緊急度に応じて改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 8番 上本一男議員。

○8番（上本一男君） 再質問させていただきます。

まず第1に、事例を交えて話させていただくと言うたのは、鹿川の川についてお話をさせていただくんですが。鹿川には2つの大きな川があるんです。小鹿の河原と言って東浜の近くのほうへ鹿川の水源地から流れて来てる川です。もう1つは、中町のわくわくセンターから鹿川の藤三の前を通過して、よその支流を交えて鹿川湾の中央へ流れてくる大きな2つの川があるんです。今、僕が話ししようとしてるのは、僕の家の前、それがどこかといいますと、東浜へ出てる小鹿の河原というのがあるんですが、そこへ中郷川という支流が出とんず。僕の屋敷の真ん前に支流が走るとんず。そこで、10年ぐらい前大雨がありまして、うちの前、川下から300メートルぐらい暗渠になってるんです。川幅が1.2メートル、高さが1.2メートルぐらいの感じのところ。大矢の石油貯蔵基地、交付金ですか、あれを使っただけで全部暗渠にしとんず。川上は、僕の屋敷からちょっと過ぎたところ、川幅は一緒なんです。片側が1.2メートル高さ、僕のところからお寺へ上がる道は90センチぐらいちょっと低くなるとんず。同じような高さ1.2メートルの高さじゃないですよ。1.2メートルと90センチぐらい。そこへ1.2メートルぐらいの道路がついてお寺へ上るようになるとんず。そういうような状態なんですよ。

10年前はどういうような状態だったかというたら、僕のところの真ん前で暗渠になるところへ、大雨で詰まったんです。そのとき、川上は広いと、僕のところへくると狭くなると、流木がそこへ詰まってどうしようもないような状態だった。僕と女房は真ん前だからこれはどうにかせな大事なるが。僕はあのとき初めて集団検診に10時から行かせてもろうたんですがね。朝いつときすごい降ったことがあるんです。女房と2人で囲んで竹を引き出したんです。引き出すのに10分ぐらいやりよるうちに雨が小さくなって、要は引いていったんです。300メートルぐらいぎざぎざと流れた、雨が引いたというような感じで、そのたびは災害はなかったんです。

それで、このたび、9月6日にそういうことがあったんです。そのとき、今度はこれは大事だ。うちは完全に決壊したと思ってたら全然せんかったんです。なぜかと言うたら、僕の川ずっと上って將軍社というのがあるんですが、將軍社のへりを川が通るとんず。將軍社の話したらまたちょっとあれなんです。將軍社というのは民地でありますけん、その下は民家があるんですよ。ちょっと余分になるんですが。その人等が、あんたもしもうちへ將軍社の木が倒れたらうちは潰れるんで、あんたらどうにかしてくれということを15年ぐらい前からずっと言われとったんです。それを、10年ぐらい前

から自分のところの將軍社の木ですけん、自分らで錢を出して、ためとるの使って、木を切ったんですよ。そこへたまたま定年なって今78歳ぐらいの人なんです、その方が河川の修理に、大雨が降ったら、いつも川を歩いて管理してくれよったんです。その方はどういう方かいうたら、自分のおばあさんが河川がきれて死んだという方なんですよ。その人が將軍社の麓におられるんです。その人が定年になられて、15年ぐらい前帰られて、雨が降ればたんに河川を歩いてくれる。歩いてくれるというのは、見えるところだけじゃないですよ。僕のところは砂防河川なってますんで、それから300メートル上流へ砂防堰堤があるんです。そこは、竹やぶが迫ってきて、普通の者は行かんですよ。全然見えんのに。それをその人の影響で、僕も歩いたんですよ。ずっと歩いて上がるんですよ。なら、やはりそこいのは大変だし業者のほう来てもらおうと、その分で要は業者の方も来る、地元の方も来るというようなことでやってたんです。だから、前回このたび3月4月、市のほうが河川のごみを取ってくれたんです。それでこのたび僕のところは災害なかったんです。大体は詰まらんにゃいけんのやけ。言うちにね、人が行かんところ上流をきれいにしとかな、要は下流の者は大変。詰まらんにゃいけんところが詰まらんかったということなんよね、ということはそれをやはり地元の者が、僕ら上流の人だけじゃなくて下流の人も同じようにやらにゃいけん。その分で僕は一番言いたいのは、どこの川を見ても災害のあったところというのは川へ木が覆っておりますよね。覆っとしても、あるところによると木を伐採させ言うてもさせんとか、黙って切りゃあ切ったとか、何で黙って切るんかいうようなことを言われたりするというのは、この分は河川に対する所有者に対してあんたのところ少しは自分のもんじゃけきれいにしなさいやとか、言う必要がある思うんよね。僕は、中郷川への1つの川なんです、自分の川のへりにおる人がみんな管理するようなシステムをマニュアル化できんのかと思ったり、そういうことを考えるんです。僕らも出る、河川のへりの地権者も一緒、市のほうが言うてくれるんですよ。ほんなら、市のほうが言うことによつて、ああそうや、あそこのうち山があったんじやの、山があったことを知りゃあええじゃが地元の人ばかりじゃないですけんね。町に出られて全然知らんと。そういう人でも中には迷惑かけちよるから伐採してくれる人はおらんとかいうような人はおるんですよ。

○議長（林 久光君） 上本議員にお願いします。質問の要旨を少し簡潔にしてからお願いいたします。

○8番（上本一男君） 要は僕が一番言いたいことは、そういうように地権者、その関係者、それから行政のほうで防災リーダー、機能別団員等出る仕組みにしてもらえればいいと思うんですが。今、機能別団員というのは行政のほうはどういうぐあいにお考えですか。65歳から70歳まで消防団員をふやすとかというようなことを言われてますけど、その辺はどうなんですか。

○議長（林 久光君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 機能別団員の御質問でございます。

昨年度、機能別団員に条例改正して制度を整えました。それで、ことしの4月1日に発足いたしました。現在26名機能別団員がいます。機能別団員の目的、任務は、最近消防団員はサラリーマン化現象によって日中地元にいらない、そういったところをどうに

か補完したい、総合力を維持したいということで、一応65歳で定年になっているんですけども、まだ元気で活動できる、そして、意欲のある人に70歳まで機能別団員となって活動するというところでございます。活動内容は、主には日中の建物火災を中心としています。しかし、このたびの7月豪雨のような大きな災害のときには、昼夜を問わず今回も出動してもらっています。ですから、上本議員がおっしゃる、地域のことは地域の住民がよく守るという気持ちはよくわかります。ただ、機能別団員もその中で協力できることがあれば当然検討はいたします。ただし、大きな目的は、日中の消防力を維持するというところに目的があるということでございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 8番 上本一男議員。

○8番（上本一男君） 僕は、なぜそういうことを言うかといいますと、やっぱり65歳ぐらいになると、その地域のことは大体はわかっと思うんです。それから、火事があれば地元がおれば出ると、それ以外もう少し広げてもうちちょっとそういうような地元で火事も災害の1つじゃろうと思うんです。大きく見れば。そういうのを、協力してもらって体制をもっていけばいいじゃないかなと思うんです。今、26人と言われましたけど、いろいろこう見ますと、何か100人ぐらいまでふやそうというような考えでおられますけんね。機能別団員のことはええんですが、一応そういうようなもうちょっと大きい目に出動せんにゃ、火事がなければ一切出んでもええいうんじやのうて、もうちょっとその辺も考えていただければと思います。

それと、防災リーダーが江田島市で百何人おりますけど、その辺と災害の兼ね合い、点検するというようなことなんじやが、その辺はどんなんですか。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 江田島市の防災リーダーなんですけど、現在162名の方が市内で活動していただいております。その中の活動の中で、防災まち歩きということで、実際に町の中を歩いて自分らでハザードマップをつくろうという活動をされてるところもあります。大概、危機管理課の指導員と一緒に回ります。その中で私の知っている事例であれば、ここはいつも雨になりゃあ砂が出るんじやというような話もいただいているところもあります。そういった場合には、それぞれ各課のほうにつないで対応のほうをお願いしているというような状況になっております。だから、町を実際に歩いていただいて、本当にここは危ないとかそういうところがあれば、うちのほうに連絡いただければ各部局のほうにつないでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 8番 上本一男議員。

○8番（上本一男君） 防災リーダーという人を使えるんなら、大体は河川の決壊というようなことで大きいような事故に多分なっとなる。道路を砕いたり。1つの河川に対して、あなたら責任持って、あんたらリーダーでちょっと悪い箇所があったら行政のほうへ上げてくれ、行政が吸い上げるとか、そういうようなシステムづくりをしたほうがええんじやないか。今からどう考えてもこれは百年に一回じゃない。僕は極端に言えば毎年でも起こり得る思うんですね。多分にこの災害というのは、毎年っていったら極端

ですがそれぐらいなるもんですよ。それをいかにして食いとめるか。僕のところはたまたまこのたび決壊がなかったというのは、そういうような方がおられたけん、決壊がなかったと思うんです。じゃけ、その辺をもうちょっと考えてほしいと思います。今の分はそういうことで、河川の場合は下流から上流を皆さんで管理するようなシステムができんかということ課題で挙げときます。

もう1点は、さっき僕は地権者とか何とか言うたでしょ。地権者に行政のほうは、あなたの山は危険だけん、どうにか木を伐採してくれとかいうことを言いなさいということ。実際に、例えば、このたび一番大きいのは三高一高田の道路寸断したじゃない。行政は通行できんけんって言うけど通るのは通るんよね。通るのは通るけどその山の所有者に対して、あんたこれはちいとは木を切ってくださいよとか、所有は誰かいうことは理解しとんですか。ちょっとその辺お願いします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 沿道沿いのそうした木々が支障になっているものにつきましては、パトロール等を通じまして地権者等に当たってはおります。当たってはありますが、了解を得られたものはもちろん切らせてもらうんですけども、なかなか了解が得られないものについては対応がしにくい状況は残っております。いずれにしても、こういった危ないものについては、そういった危険性について丁寧に説明をして理解を得ながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（林 久光君） 8番 上本一男議員。

○8番（上本一男君） このたびは災害があったけ、あっちこっちがけ崩れしとんですが、実際に地権者が1つも把握してないというのが多分にあるんです。崩れれば行政がやってくれと、皆そういうような頭でしかないと。一応は調べてでも、それはどこの山か、あんたんとこはこのたび崩れて大変なんじゃということ僕を言うときべきなんよ。なぜかいうたら、黙って切りよったら怒るんじゃけん。そういう相手に皆市民に迷惑しとんよ。しとつても一言なかったりと、そういう人が多分におるんじゃけんね。そういうのはきちっと僕は言うべきじゃろ思う。だから、それをすることによって、今度は業者のほう切りますいうたら、うちはようやらんけん、任すわいうようになるんじゃけ、その辺をもうちょっときちっと一応相手には言うというぐあいしてください。

何で地権者というこというたら、鹿川の矢の油槽所の件なんです、あそこ小方のタンクで今お金はどれぐら国から出よんですか。まず、その辺からちょっと教えてください。

○議長（林 久光君） 加川危機管理監。

○危機管理監（加川英也君） 石油タンク貯蔵施設の交付金なんです、毎年4,200万円程度、県のほうからいただいております。

○議長（林 久光君） 8番 上本一男議員。

○8番（上本一男君） それは、どういうことかいうたら。大矢の石油タンクが95万キロリットル。小方が5万キロリットルぐらい。95万キロリットルと5万キロリットルだったら100万。それで4,200万円ということはね、鹿川へ最低10分の9、3,500万か600万はあれがあるおかげで出とるということなんや。それで、何で僕

がこういうことを言うかいうたら、このたび災害があつて鹿川の浄化センターと途中の大矢の能美工作が崩れた。僕は毎年いつもずっと言うんじやが、小方のタンクは秋月のトンネルでも住民は通るんよ。飛渡瀬からも住民は通るんよ。何で鹿川はトンネルはこのたびは閉鎖よ。なぜならば、トンネルが低いけん水がたまって。あそこは4トンしか通らんよ。もしもこれが崩れたらどうするんかということなんや。それをほんま行政はわかっとんかいね。それから、これは石油貯蔵施設から出よるけんというような問題じゃのうて、もしもこれがだめになったらどうにもできんよ。あそこは今の能美工作が30人ぐらいふえておるんよ。粟田、井上漁業、前水産、干し場になつとんよ。白地水産が七、八十人あそこ従業員おるんよ。それから油槽所でしょ、30人ぐらいおるんじやけん。いつもあれ通らな行かれんよ。何か災害があつたらあれは大変なんよ。じゃけそれをちょっとその山の地権者に対して木切らせとか、どうにかしてくださいということを僕は言うてくださいということを言いよんね。それがきちつとなつとりゃ通れるんじやけ。それから、崩れるもんとしとるけんね、僕は腹が立つんじやが。その辺はどう思われませすか。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） お問い合わせの鹿川岡大王線ののり面だと思われます。ちょっと調べたところ、平成28年12月ごろに二、三回樹木が市道に覆いかぶさつたということで、伐採してほしいと要望がありましたので、そのときは地権者をお願いをいたしまして伐採をしております。昨年度もそういったコンクリート擁壁のり面がちょっと不安定なので、そういったコンクリート擁壁を設置してほしいという要望がありまして、その際は、地権者さんのほうにその了解を得られるように地元のほうに調整をお願いしたやさき、このたびの豪雨災害によりまして、その箇所から被害はなかったんですけどもり面から落石がありまして、その石の一部が道路まで落ちたという状況がございました。

今後どうするかということもあるんですけども、その道路の位置づけ、もちろんターミナルへのそういったメイン、道路でございますので、その重要性を市としても認識しております。今後は、パトロールも強化するとともに、のり面对策こういったものについても検討いたしまして、その整備に向けて進めていきたい。また、その財源につきましても、石油交付金というその地域で使える有効なそういった財源がございますので、現在は、鹿川地区の違うところに使っておるんですが、そういったところがある一定の目途がつき次第、こちらのほうに整備する方向で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（林 久光君） 8番 上本一男議員。

○8番（上本一男君） 大矢の分はそういうようなことでありますので、その辺を十分業者のほうも考えて、果たしてやったほうがいいんかまだ先延ばししたほうがええんかということを考えてやってもらえたらいいと思います。

それから、公助の件はある程度やっぱり僕らが災害を起こさんように、自分のできることは自分でやると。地域の者がやはりみんなが協力して、自分らのできることはやるように、これからも僕は努力をさせていただきますので、何かありましたらまた連絡して、

できるところはまたやっていただければと思います。

○議長（林 久光君） 以上で、8番 上本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

11時15分まで休憩いたします。

（休憩 10時59分）

（再開 11時15分）

○議長（林 久光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 皆様こんにちは。6番議員公明党の平川博之でございます。傍聴者の皆様におかれましては、昨日に続き本当に御苦労さまです。

先の、西日本を襲った豪雨災害によりお亡くなりになられた方、また、被害に遭われた方々にお悔やみ、また、お見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い質問いたします。

一昨日より、各議員から豪雨災害についての質問が多く、できる限り重複、類似しないようやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

最初に1点目として、7月豪雨災害についてです。市内にもいつ被害を受けるかわからない急傾斜地が数多くあります。このような急傾斜地の点検はどうかされているのか。

2点目として、被災住宅への取り組みについてです。今回の豪雨災害により、江田島市内でも土砂による家屋被害が数多く発生しました。そこで、1、被害を受けた住宅の現状について。2、その支援策について。3、今後どのような対策をとるのか。

以上、2項目4点について伺います。よろしくお願いします。

○議長（林 久光君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平川議員から2項目、4点の御質問をいただきました。

順にお答えをさせていただきます。

初めに、1項目めの7月の豪雨災害についてでございます。

江田島市の急傾斜地崩壊危険区域につきましては115地区ありまして、全て広島県が管理しているものでございます。この区域では、崖地の崩壊の危険性があることから、擁壁やのり枠などの急傾斜地崩壊防止施設を設置いたしまして、市民の皆様の生命と財産をお守りしております。

この施設は、昭和40年代から建設が開始されまして、今では建設後約50年が経過しており、老朽化が進んでおります。このため、広島県におきましては、平成25年3月に広島県個別施設維持管理ガイドラインを策定し、ガイドラインに沿った適切な維持管理を行うこととされております。具体的にはアセットマネジメントシステムを取り入れ、施設の点検を通じて劣化状況を把握し、最適な時期に最適な工法で修繕することによりまして、施設の長寿命化と年度予算の平準化を図るものでございます。

この中の施設点検につきましては、日常の巡回時に目視を行う管理点検や、第三者被害防止を図るために施設各部の劣化・損傷等の点検を行い、5年で1サイクルする定期点検、そして集中豪雨など必要に応じて行う緊急点検などがございます。

なお、県では、このたびの豪雨を受けまして、急傾斜施設を含みます全ての管理施設の点検を実施しております。

また、市におきましては、点検以外といたしまして、水路堆積物の除去、樹木伐採などを県から権限移譲を受けて施設の維持管理を行っております。さらには、管理者であります県と市との合同パトロールも梅雨時期前におきまして、毎年実施しているところでございます。今後とも、県と市との連携を密にいたしまして、このような取り組みを通じて、適切に維持管理を行うよう努めてまいります。

続きまして、2項目めの被災住宅への取り組みについてお答えさせていただきます。

1点目の今回の災害で被害を受けた住宅の現状についてでございます。

まず、住家の被害につきましては、現時点で全壊が8棟、半壊が22棟、一部損壊が108棟、床上浸水が38棟、床下浸水が81棟の合計257棟でありまして、土砂崩れなどによりまして、居住が困難となった方や住宅が被災された方が多数いらっしゃいます。

次に、2点目の支援策についてでございます。

被災された皆様に対しまして、県の指導のもと災害救助法によります住宅の応急修理と応急仮設住宅に取り組んでいるところでございます。しかし、被災された皆様の御意見をお聞きする中で、さらに幅広い御支援が必要であると判断いたしまして、本市独自であります3つの取り組みを実施することとしたものでございます。

まず、1つ目は、被災された方への市営住宅の無償提供でございます。これは、他の住宅支援に先駆けて実施した取り組みでございまして、災害直後に避難所におきまして住宅被災者の方の要望をお伺いし、利用可能な市営住宅に7月11日から順次、入居していただいたものでございます。現在は、5カ所の市営住宅、12室に入居していただいております。

2つ目は、拡充した応急仮設住宅の取り組みでございます。

これは、被災者の方により御利用が可能となるように、災害救助法では該当しない不動産関連団体が仲介しない空き家や個人アパートを市が借り上げしまして、応急仮設住宅として無償提供するものでございます。

また、対象者の方を全壊、半壊、床上浸水または住宅としての機能を喪失した住宅に居住されておりました市内居住者の方、及び市外からの転入者の方としております。この取り組みによりまして、市内にある空き家の活用にもつながり、また、被災者の方も希望する地区に住みやすいというニーズにも応えていけるものと考えております。現在、2件の御利用がございました。

3つ目は、被災住宅修繕補助の取り組みでございます。

これは、災害救助法の住宅の応急修理では対象とはならない、床上浸水の被害の方や土砂流入による一部損壊の方に対しまして、家具や家電製品を除き、畳の張りかえ、床・壁・窓など住宅全般の修繕を対象としております。また、この取り組みは市内の戸建て住宅に居住されている方や、アパートもしくは貸家の所有者または管理者の方なども対象でございます。なお、この制度は先月、8月27日に策定したもので、現在、15件の相談があり、2件の交付決定をしております。今後とも幅広く周知を図ってまい

ります。

このような市独自の3つの住宅支援制度は、発災直後の7月5日に遡及をして利用可能としております。

最後に3点目の今後どのような対策をとるのかとのお尋ねでございます。

現在まで、策定をいたしました住宅施策の周知を図り、より推進をしていくことはもとより新たな取り組みといたしまして、市営住宅の入居者の方を対象にNPO法人との連携により家電製品の無償提供を予定しております。

今後も、市といたしまして、これらの住宅支援策を通じできるだけ早く今までの生活を取り戻していただけるよう、被災された皆様に寄り添いながら全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 再質問させていただきます。

最初に、急傾斜地危険区域の数はお聞きしたんですが、今回の被災でどのぐらい急傾斜地に被害があったのか、まず最初に教えてください。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 急傾斜地は広島県において管理しておりまして、このたびの災害では1件該当があったというふうに聞いております。以上です。

○議長（林 久光君） 6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） わかりました。

1件ということで少ないんですが、先ほども答弁にもありました県と市が合同でパトロールするということなんで、さらなるパトロールの強化また点検の強化をお願いして、次の質問をさせていただきます。

このたびの、豪雨災害で住宅敷地内の土砂撤去について補助金制度ができましたが、これはどのような制度なのか御説明をお願いします。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） まず、制度の概要ですけれども、平成30年7月豪雨において、住宅敷地内に堆積した土砂や流木について上限60万円で補助するとそういうものでございます。対象は市内に住宅を保有し、罹災証明や被災証明そういったものを受けて自力での撤去が困難という方を対象にしております。適応期間は災害発生から平成30年度内に事業が完了するものと、対象者は既に事業を完了した方、そういった方も対象として支援をしていくというものでございます。

以上です。

○議長（林 久光君） 6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 被害があった当初、行政のほうにかけ合ったところ、民地のものは自分たちで処分をお願いしますということで、そういった情報を知らない方も中にはいらっしやっただんで、今後そういった変化があったときに、情報の発信をスピーディーに市民の方に周知できるよう強化していただけたらと、大変市民の方も助かると思いますのでよろしくをお願いします。

続きまして、さっきの答弁の中にありました被災住宅についての再質問で、5住宅12室の利用と答弁ありましたが、この5住宅は場所はどこなのか、市内各地にあるんですがお答えいただけたらと思います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 入居された5住宅につきましては、宮ノ原住宅、宮ノ原西住宅、間所住宅、西の浜新住宅、大間住宅でございます。

○議長（林 久光君） 6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 今回、多分、中町の方が多く半壊とか全壊とかされて、そういった市営住宅に入ると思うんですが、遠くに行ったかちょっと僕もよくわからん部分があって、中には能美町から沖美町のほうに行つとるという方も聞きましたけど、今後もそういった生活圏が変わるということでケアのほうもお願いしたい、意見とか要望を聞きながらやっていただきたいと思いますので、この点は引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど言われた5つの住宅以外にも空室の住宅があると思うんですが、そこを対象にしなかった理由はなぜなのかちょっと教えてもらったらと思います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 当初、17室について常時募集の住宅の募集をしておりました。これは、緊急的にすぐにもでも利用してもらえということで、発災直後にそれを取りやめまして、災害時の無償のそういった住宅というふうに切りかえて取り組みを進めたというものでございます。

○議長（林 久光君） 6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 昨日から各議員が聞いています。今後ゲリラ豪雨とかそういった災害も本当多くあると思いますので、この辺の緊急住宅もさらに必要になるかもしれないという危機感を持って、しっかり今後も取り組んでもらえたら大変助かりますのでお願いしたいと思います。

そこで、応急仮設について先ほど答弁の中で現状2件の利用とありましたが、ちょっと少ないような気がするんですが、この点について市の考えはどうか教えていただけたらと思います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 応急仮設は市が独自に進めてある事業なんですけども、当初は県の同様に並行した事業がございまして、そのときの条件といいますものは、市内の対象住宅が極めて少ないということなので、空き家とか民間アパートを対象に市が独自に支援を広げることによって、市民の被災された方が入居できるのではないかとということで取り入れたんですけども、その後、県のそういった枠組みの対象が広がっていきまして、市内のそういったアパートにつきまして、かなりの対象数がふえたということで、最終的に入居される被災者の方が県のほうを選ばれて、市のそういった対象のアパートというのが2件でとどまっているという状況でございます。

○議長（林 久光君） 6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） できることは何でもさせてもらうということで、今後もよろ

しくお願いしたいと思います。

今回の豪雨災害で被害を受けて、被災住宅・市営住宅のほうに転居されておりますが、そういった方が新しくお家を建てたりとか、どっかにかわるいう形ができるなら一番いいと思うんですが、なかなか経済的にもしんどいとか馬力がないとかいう部分があるんですが、そういった方の延長は3カ月とか半年とか切ってますけど、そういうのは延長とか常時もうずっと住めるのか、その辺は可能なのかどうかちょっとお答えいただけたらと思います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 市営住宅の無償入居された方の延長ができるかどうかということなんですけど。まず、原則3カ月ですけれども、理由があれば最長1年まで延長が可能という制度になっております。そういうことがございますので、3カ月が短い、その中で再建が厳しいというようなお話がありましたら、まず都市整備課のほうに相談していただきまして、我々は相談受けにいきますので、その内容をよく聞かせていただきまして、そういった延長も含めて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（林 久光君） 6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 近隣の市町では、1年じゃなくて2年とかいうところもあります。そういった生活の状況に合わせてしっかり相談していただいて、市民の方の声をしっかり拾っていただけたらと思いますので何とぞお願いいたします。

今回、全壊とか半壊とかされて家電製品がかなりだめになった方も、車もですけど、あったと思うんですが、このNPOからの家電製品の無償提供を予定しとるということなんですけど、家電製品は何があるのかちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） NPOのほうから好意をいただいた家電製品といたしますものは、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、掃除機、電子レンジ、扇風機、電気ケトル、カジュアルこたつ、石油ファンヒーター、計9品目の中から1世帯3点まで選べれるというものとなっております、現在その取り組みを進めているという状況であります。

○議長（林 久光君） 6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 今、日中涼しくなったんであれなんですけど、この夏は大変暑くて、エアコンなくて全国でも亡くなった方もいらっしゃいましたんですけど、そういった生命の危機があるようなものに関しては、何かもしかしたら持っているものを全てなくしてる人もいらっしゃると思うんで、そこらの対応もなかなか難しいと思いますが、しっかり知恵しぼりながらやっていただきたいと思います。本当、何も持たずに逃げた方もいらっしゃると思うので、この点も今後引き続き御無理かけますがよろしくお願いしたいと思います。

今後の対応について幅広く周知すると答弁がありましたけど、具体的な方法について市としてどのようなお考えなのかお答えください。

○議長（林 久光君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 幅広くということなんですけども、引き続き、市の

ホームページ、そういった広報誌こういったことを活用させてもらいまして、我々としては対象がかなり多いというふうに聞いているんですけども、実態としてそれだけの数の方がまだ申請されていないということもございますので、そういった方のほうにもちょっと連絡を取ってみながらそういった周知のほう、より広く行っていきたいというふうに考えております。

○議長（林 久光君） 6番 平川博之議員。

○6番（平川博之君） 何回もしつこいんですけど、広報とかインターネットそういうのは高齢の方はなかなか使用するのは難しくて、活字も読めないとかそういうんじゃない情報がなかなか入ってきてない方が多くいらっしゃるんですね。ちょっと歩いてみるとですね。さっきの土砂の撤去の話じゃないですが、最初は業者の人に何とかならんかのうと思って駆け込んで行ったんだけど、民地じゃけん自分方で何とかしてくださいと言われたんじゃないやうて、自分らでやりよったらいつの間にか話が変わったんいうの聞いて、そのときにはもう写真も撮ってなくて制度も受けられなかったという話も、いわば泣き寝入りですね。そういった方もいらっしゃるんで、ここは自治会とかそういった老人会、敬老会とかそういった方に連絡して、そういった方の被害のことも多分掌握しとると思うんでそこらの連携も今後密にしながら、さっきも市長言ってましたが、全部が力合わせていかないとなかなかこういった災害被害とか今後続くと思いますんで、今ここで何とか歯どめをかけとかないと、また次来たときにまた大変なことになると思いますんで、この辺は今後は引き続き情報の伝達の強化を強くしていただけるようにと思いますんで、お願いしたいと思います。

私、もう聞くことございませんので、とにかくさっき言ったように情報の部分だけはきちっとやっていただくということで、これが今後横のつながりが出て生命の危機を守るということにもつながると思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、行政職にかかわる皆様が被災者にしっかりと寄り添って御支援いただけるよう、強くお願いまた期待をし私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 久光君） 以上で6番 平川議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時ちょうどまで休憩いたします。

（休憩 11時39分）

（再開 13時00分）

○議長（林 久光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 報告第8号

日程第2、報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第8号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づいて和解及び損害賠償の額の決定について1件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（林 久光君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは、報告第8号 専決処分の報告について御説明いたします。

2ページ、専決処分書をごらんください。

このたびの専決処分は、消防自動車の交通事故による損害について、相手方と和解し損害賠償を決定したものでございます。

中ほど、1、事故の概要でございますが、平成30年5月26日午後3時ごろ、江田島市沖美町畑535番地先路上におきまして、急傾斜地調査中の消防ポンプ自動車が方向転換をするため後進したときに、駐車してあった軽乗用車に接触しリアハッチドア及びリアバンパーなどを損傷させてものです。なお、消防ポンプ自動車の損傷はありませんでした。

2、和解の相手方は江田島市沖美町畑〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。

3、和解の条件及び損害の額は、損害賠償金28万1,968円を支払うことで和解し、6月28日に専決処分をいたしました。この損害賠償金につきましては、本市が加入しています全国町村会総合賠償保険で補填いたしました。

このたびの事故は、誘導員を配置しながらも勾配のある狭隘路で消防ポンプ自動車の前バンパーが接触しないようにと気を取られ、後方の確認がおろそかになり発生したものでございます。

今後、このような事故を起こさないように改めて職員の研修、訓練等を実施してまいりたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

以上で終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、報告第8号の報告を終わります。

日程第3 報告第9号

○議長（林 久光君） 日程第3、報告第9号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

○議長（林 久光君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第9号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査意見書を付し議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、報告第9号につきまして御説明をいたします。別冊となっております平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いいたします。

報告書の1ページでございます。

1、平成29年度健全化判断比率報告書でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。報告する指標は4点ございます。（1）の総括表におきまして、区分ごとにその数値をお示ししております。1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことからバーで表記をしております。3番目の実質公債比率は6.1%、4番目の将来負担比率は10.1%でございます。表の3段目、4段目にお示ししております、早期健全化基準、財政再生基準の基準値以内にとの指標も収まっております。この決算に基づきます4つの指標値のうち、いずれか1つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となりまして、また、将来負担比率を除く3つの指標値のうち、いずれか1つでも財政再生基準以上になりますと、財政再建団体となるものでございます。

また、2ページには実質赤字比率の算定根拠を、3ページには連結実質赤字比率の算定根拠を、4ページには実質公債比率の算定根拠を、5ページには将来負担比率の算定根拠をお示ししております。

6ページをお願いいたします。

続きまして、2、平成29年度資金不足比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

（1）総括表におきまして、区分ごとにその数値をお示ししております。地方公営企業法適用企業で水道事業会計、下水道事業会計の2会計がございます。いずれの会計も資金不足額がございませんので、バーと表記しております。

地方公営企業法非適用企業は宿泊施設事業特別会計、交通船事業特別会計及び地域開発事業特別会計の3会計がございます。この会計につきましても、資金不足額がございませんので、バーと表記しております。それぞれの会計の資金不足比率が経営健全化比率20%を超えますと、その公営企業につきまして早期健全化計画の策定、個別外部監査等が求められることとなります。

また、7ページに地方公営企業法適用企業の算定根拠を、8ページ、9ページに地方公営企業法非適用企業の算定根拠をお示ししております。

10ページには参考といたしまして、各指標の対象範囲をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で報告第9号の報告を終わります。

先ほど、報告のありました報告第9号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、監査委員の意見が付されておりますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、佐野代表監査委員に入場していただきます。

佐野代表監査委員登壇願います。

○代表監査委員（佐野博隆君） 監査委員の佐野でございます。どうかよろしくお願
いいたします。

それでは、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見に
ついて御報告いたします。平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
の審査を、去る8月8日から8月20日までの間、その算定の基礎となる事項を記載し
た書類の精査、照合を行うとともに担当職員から説明を求めて慎重に行いました。その
結果、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載
した書類、並びに平成29年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事
項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。なお、審
査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたし
ます。

以上、御報告いたします。

○議長（林久光君） これをもちまして監査委員の審査意見報告を終わります。

以上、報告を終わります。

日程第4 同意第2号

○議長（林久光君） 日程第4、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求める
ことについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました同意第2号 監査委員の選任につき
同意を求めることについてでございます。平成30年9月30日で任期満了となる江田
島市監査委員、佐野博隆さんの後任として三浦和英さんを選任したいので、地方自治法
第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（林久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求
めることについて御説明をいたします。

本議案は、江田島市監査委員のうち1人が、本年、平成30年9月30日をもちまし
て任期満了となりますことから、その後任委員といたしまして選任をしたいものでござ
います。議案書2ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明
をいたしますので、5ページをお願いいたします。

江田島市監査委員に選任したい方は、江田島市沖美町三吉の三浦和英さんでございま
す。三浦さんは昭和56年に神奈川大学を卒業され、旧能美島農業協同組合に入組され
ました。平成15年には合併によりまして呉農業協同組合となりましてからは、本署に
おきまして、資金課長、リスク管理室長、企画管理部長、信用部長、理事を歴任されま

して、平成29年に定年退職となりました。三浦さんは、人格高潔にして財務管理、事業の経営管理にすぐれた見識を有されておりますので、監査委員といたしまして適任であると考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案はこと人事に関することでありますので討論を省略し、直ちに起立による採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第5 承認第3号～日程第6 承認第4号

日程第5、承認第3号 専決処分の報告と承認について（平成30年度江田島市一般会計補正予算（第2号））及び日程第6、承認第4号 専決処分の報告と承認について（平成30年度江田島市一般会計補正予算（第3号））を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました承認第3号 専決処分の報告と承認について（平成30年度江田島市一般会計補正予算（第2号））及び承認第4号 専決処分の報告と承認について（平成30年度江田島市一般会計補正予算（第3号））でございます。

平成30年7月豪雨災害に伴い所要の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、それぞれ別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、ただいま一括上程をされました承認第3号及び承認第4号の専決処分の報告と承認についての2案件につきまして御説明をいたします。

初めに、承認第3号 平成30年度江田島市一般会計補正予算（第2号）でございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

内容は、7月5日からの豪雨によりまして、市内各地で災害が発生いたしました。こ

れに伴いまして、緊急に応急復旧等の経費の補正予算措置が必要となりました。しかしながら、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行ったものでございます。

専決処分年月日は平成30年7月26日でございます。

別冊の平成30年度江田島市一般会計補正予算書及び補正予算事項別明細書専決処分（平成30年7月）をお願いいたします。

1 ページ、専決処分でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。平成30年度江田島市の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,891万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億775万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明いたします。

事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、歳入からでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金は土木施設災害復旧事業に伴います災害復旧費負担金の増額補正でございます。

15款県支出金、1項負担金、1目民生費県負担金は、災害救助法の適用に伴います災害救助費負担金の増額補正でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は財政調整基金繰入金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、16目災害対策費は職員の時間外手当等のほか、ほかの自治体からの応援による職員派遣に対します負担金、災害対応にかかわります消耗品費及びごみ収集運搬業務、環境センター運転管理業務委託料などの所要の経費を計上しております。

このページ下段から12ページ、13ページをお願いいたします。

3款民生費、4項1目災害救助費は、災害救助法にかかわります災害援助資金や住宅の応急復旧工事費など所要の経費を計上しております。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、新たに創設いたしました農地再生特別補助金の増額補正でございます。

このページ下段から14ページ、15ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、新たに創設いたしました流入土砂等撤去事業補助金の増額補正でございます。

6項住宅費、1目住宅総務費は新たに創設いたしました応急仮設住宅借り上げに伴います建物借り上げ料や修繕料などの増額補正でございます。

1 1 款災害復旧費、2 項 1 目土木施設災害復旧費は、道路や水路などの災害復旧にかかります設計委託料及び工事請負費の増額補正でございます。

2 目公園施設災害復旧費は、公園施設の災害復旧にかかります工事請負費を計上しております。

1 6 ページ、1 7 ページをお願いいたします。

3 項 1 目環境衛生施設災害復旧費は、墓地施設の災害復旧にかかります修繕料及び工事請負費を計上しております。

4 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費は学校施設の災害復旧にかかわる工事請負費を、2 目保健体育施設災害復旧費は、保健体育施設の災害復旧にかかわる工事請負費をそれぞれ計上いたしております。

1 3 款諸支出金、2 項 1 目公営企業費は下水道事業会計の補正に伴います繰出金の増額補正を計上いたしております。

また、1 8 ページ、1 9 ページに給与費明細書をお示ししております。

続きまして、承認第 4 号 平成 3 0 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明をいたします。

議案書に戻っていただきまして、8 ページをお願いいたします。

内容は、先ほど御説明いたしました補正予算（第 2 号）の専決処分の後、さらなる支援策といたしまして、被災住宅の修繕に対します補助事業、補助制度の創設に伴いまして、補正予算措置が必要となったものでございます。しかしながら、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行ったものでございます。

専決処分年月日は、平成 3 0 年 8 月 2 7 日でございます。

別冊の平成 3 0 年度江田島市一般会計補正予算書及び補正予算事項別明細書専決処分（平成 3 0 年 8 月）をお願いいたします。

1 ページ専決処分書でございます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 3 0 年度江田島市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4, 5 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 2 億 5, 2 7 5 万 8, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明をいたします。

事項別明細書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

初めに、歳入からでございます。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 項財政調整基金繰入金は財政調整基金繰入金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

8 款土木費、6 項住宅費、1 目住宅総務費は新たに創設いたしました被災住宅修繕補

助金の増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本2議案は委員会付託を省略いたします。

これよりそれぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、承認第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

承認第3号を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数でございます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

承認第4号を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数でございます。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第5号

○議長（林 久光君） 日程第7、承認第5号 専決処分の報告と承認について（平成30年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました承認第5号 専決処分の報告と承認について（平成30年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号））でございます。

平成30年7月豪雨災害に伴い所要の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林久光君） 道丹企業局長。

○企業局長（道丹幸博君） それでは、承認第5号 専決処分と報告と承認について（平成30年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号））でございます。

平成30年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）承認第5号について御説明いたします。

このたびの、専決処分の報告と承認は平成30年7月豪雨で緊急を要するための補正でございます。

江田島市水道事業会計補正予算、第1ページ、専決処分書をごらんください。

第1条 平成30年度江田島市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条 平成30年度江田島市水道事業会計の補正予算（第1号）は、第3条に定めた収益的支出の補正を行うものでございます。

支出についてでございます。

第1款水道事業費用、第3項特別損失を1,232万6,000円の増額補正を行いまして、第1款水道事業費用補正後、合計額を7億5,719万1,000円とするものでございます。

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2億1,934万2,000円を2億6,139万3,000円に及び建設改良積立金7,859万円を1億2,064万1,000円に補正するものでございます。

3ページの実施計画書をごらんください。

第1款水道事業費用、第3項特別損失、第2目災害による損失1,232万6,000円の補正を行うものでございます。

資本的支出について、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目災害復旧費4,205万1,000円の増額補正を行いまして、資本的支出の補正後合計額を4億8,569万4,000円とするものでございます。

主な内容としましては、災害復旧費の緊急を要するための設計業務委託費と工事費でございます。

キャッシュフロー計算書は4ページに、費目別内訳書は5ページに記載してあります。

以上で説明を終わります。

○議長（林久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第6号

○議長(林久光君) 日程第8、承認第6号 専決処分の報告と承認について(平成30年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号))を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました承認第6号 専決処分の報告と承認について(平成30年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号))でございます。

平成30年7月豪雨災害に伴い、所要の補正を行う必要が生じたため地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(林久光君) 道丹企業局長。

○企業局長(道丹幸博君) それでは、承認第6号 専決処分の報告と承認について(平成30年度江田島市下水道事業会計補正予算(第1号))について御説明いたします。

承認第6号 このたびの専決処分の報告と承認は、平成30年7月豪雨による緊急を要するための補正であります。

江田島市下水道事業会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条 平成30年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

第2条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,376万1,000円を2億8,409万5,000円に及び当年度分損益勘定留保資金を2億2,802万円を2億3,835万4,000円に補正するものでございます。

3ページの実施計画書をごらんください。

資本的収入について、第1款資本的収入、第2項出資金の1,224万2,000円の増額補正を行いまして資本的収入の補正後、合計額を6億3,609万4,000円とするものでございます。

資本的支出について、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第4目災害復旧費、2,257万6,000円の増額補正を行いまして、第1款資本的支出補正後、合計額を9億2,018万9,000円とするものでございます。

主な内容としましては、上水道と同様に復旧費に係る設計業務費と工事費でございます。

キャッシュフロー計算書は4ページに、費目別内訳書は5ページに記載してあります。以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第48号

○議長（林 久光君） 日程第9、議案第48号 平成30年7月豪雨による被災者に対する市税の減免の特例に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第48号 平成30年7月豪雨による被災者に対する市税の減免の特例に関する条例案についてでございます。

平成30年7月豪雨による被災者に対する市税の減免について、地方税法第323条、第367条及び第717条の規定に基づきまして、条例を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第48号について説明いたします。

議案書12ページをお願いします。

議案書12ページから16ページに、今回制定します条文を記載し、17ページに参考資料を添付しております。

17ページの参考資料で説明いたします。

条例の趣旨ですが、平成30年7月豪雨による被災者に対する市税の減免について、現行の江田島市税条例等に基づく減免とは異なる基準を定めるものでございます。

まず、減免の内容についてです。

1の減免の対象の特例としまして、江田島市税条例第18条の2第3項の規定に基づく期限の延長を受けた者が減免の申請をした場合、平成30年7月5日から減免申請日までの間に納付した市税も減免の対象とします。

また、納付済みであっても、被災後に納期が到来したのものについては、減免の対象とします。例えば、固定資産税を1期目の納期である5月末までに年税額全額を一括納付していた場合、2期以降分を減免し還付いたします。

次に、2の減免基準についてです。

これまでの減免の扱いとして、損害金額から保険金等を控除した額で判定していましたが、これを簡素化し、こちらの表のとおり罹災証明書による被害の程度を判定基準といたします。

次に、減免申請の手続についてです。

災害により障害者となったとき、土地や償却資産の損失などによる減免については減免申請書を提出しなければなりません。罹災証明書の被害の程度によって減免を受けられる場合は、申請書を提出しなくても職権により減免し、その旨市から対象者に対し通知いたします。

減収補填についてです。

国民健康保険税については、減免による減収分が特別調整交付金によって全額補填される予定です。

施行期日については、附則においてこの条例を公布の日から施行し、平成30年7月5日から適用するをいたしております。

この減免条例は被災者の生活再建支援策の1つとして、これまでの減免制度を大幅に拡充するとともに、減免手続を簡素化して被災された市民の皆様の負担を軽減するためのものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩させていただきます。

ちょうど14時まで休憩いたします。

（休憩 13時45分）

（再開 14時00分）

○議長（林 久光君） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

日程第10 議案第49号

○議長（林 久光君） 日程第10、議案第49号 江田島市一般職の職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第49号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

災害の応急対策、復旧等のために派遣された職員に対して、災害派遣手当を支給するため現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第49号につきまして御説明をいたします。

議案書19ページに改正条文を、20ページに新旧対照表を、21ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、21ページをお願いいたします。

1、改正の概要でございます。

災害の応急対応や、復旧等のために国やほかの地方公共団体から本市に派遣をされました職員に対しまして、災害派遣手当を支給するために改正するものでございます。本市では、このたび7月豪雨災害の支援といたしまして、現在、石川県から土木技師の2人が派遣職員として来ていただいております。さらに、広島県を通じて土木技師の増員や、農地等の農業土木職員なども派遣要請をしているところでございます。しかしながら、本市の給与条例におきましては、派遣によりまして本市の業務に従事していただきます職員に支払う災害派遣手当の項目がないことから、その手当を条例化する必要が生じたものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 第2条関係で給与の種類で災害派遣手当を加え、次の(2)第18条の2の関係で本来の住所を離れて本市に派遣される職員に対しまして手当を支給するものでございます。また、災害派遣手当は滞在した期間及び利用施設の区分に応じまして、日額6,620円を超えない範囲内で規則におきまして定めるものでございます。

(3) 施行期日でございます。

施行期日は、公布の日から施行し、平成30年7月26日から適用するものでございます。

実際の額につきましては、4の災害派遣手当の額に記載のとおり、国が定めております基準に従いまして、江田島市一般職の職員の給与に関する規則で定めてまいります。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 済みません。確認ということで質問させていただきます。

このたび、石川県のほうから土木技師が2名派遣して来ていただいているということで、このたびの条例改正というのはそういった都道府県、または市町村の職員が言ってみれば江田島市の職員の身分をあわせ持つということで、この一般職の給与の条例に追加ということでよろしいでしょうかというのが、まず1点。

それとあとは、今回これ恐らく宿泊に当たる手当になると思うんですけど、このたびこの2名の石川県から来られてる職員さんというのが、公の施設とかそういった利用施設がどういったものを利用されているのか、どういったところに宿泊されてるのか、江田島市の場合宿泊施設それほどないものですから、どのように滞在していただいているのか、その点について参考までに教えてください。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 1点目の身分につきましてですが、本市の身分をあわせ持つという形でございますので、本市からの派遣手当の支給となります。

2点目でございます。

現在、石川県の2人の方は民間アパートのほうに入っております。それは、本市から借り上げておるものでございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号

○議長（林 久光君） 日程第11、議案第50号 江田島市葬斎センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第50号 江田島市葬斎センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

平成30年7月豪雨における市内外の被災者に対して、江田島市葬斎センターの使用料の減免をするため、現行条例等の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第50号について説明いたします。

議案書23ページが改正条文、24ページが新旧対照表、25ページに参考資料を添付しております。

25ページの参考資料で説明いたします。

改正の趣旨ですが、市内外の災害の被災者に対して葬斎センターの使用料を減免するため、規定の整備をするものでございます。

次に、2の改正の内容についてです。

現状、本市に住所を有することを使用料減免の要件としていますが、災害・貧困その他特別な理由がある場合は、本市に住所を有していなくても減免できることといたします。

3の施行期日についてです。

附則において、この条例を公布の日から施行し、平成30年7月5日から適用するものといたしております。

今回の条例改正は、7月の豪雨災害で亡くなられた市外の方について、減免の対象にするとともに、今後大規模災害等で広域的な対応をする場合を想定しての条例の規定の整備でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 済みません。このたびの災害の件で、今後、広域的なときにかような条例を適用したいということだと思っております。今、施行期日が7月5日ということですが、このたびのこの災害におきまして、そういった適用する事例がもう既にあるという認識でよろしいでしょうか。

江田島市の葬斎センターというのが、旧江能広域事務組合のときから音戸・倉橋というところがあって、確かに音戸・倉橋のほうでは、亡くなられた方々もいらっしゃると

いうふうに新聞報道で聞いております。そういったところで、実際もう既に事例があるがために、今後のことも含めてこのような適用をするための条例ということでよろしいかどうか、この点だけ確認させてください。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） この葬斎センターは、もともと広域時代に6町で整備いたしました。そして、今でも呉市と協定を結びまして音戸町、倉橋町の方については受け入れています。このたび、この7月豪雨で音戸町の方2名が家屋の下敷きで亡くなっておりまして、火葬のほうも済んでおります。これ、今回議決いただければ、遡って適用しまして還付いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号

○議長（林 久光君） 日程第12、議案第51号 江田島市税条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第51号 江田島市税条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

認可地縁団体等に対する市民税及び固定資産税の減免の規定の整備等をするため、現

行条例等の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第51号について説明いたします。

このたびの改正は、認可地縁団体等に対する市民税及び固定資産税の減免の規定の整備等をするため、現行条例の一部を改正するものです。

議案書27ページが改正条文、28ページから29ページが新旧対照表、30ページに参考資料として改正要旨を添付しております。

30ページの参考資料により改正要旨を説明します。

まず、第1条による改正としまして、1の市民税の改正についてです。自治会などの認可地縁団体等で収益事業を行わない団体について、市民税を減免する規定を第51条に追加します。

2の固定資産税の改正につきましては、自治会などの認可地縁団体が集会所等を所有する場合において、市民税と同様に当該団体が収益事業を行わないときの減免規定を第71条に追加します。

次に、第2条による改正です。

平成30年4月25日付で専決処分し、平成30年6月14日に市議会で承認をいただきました江田島市税条例等の一部を改正する条例の第1条で改正する江田島市税条例第94条第8項の字句に誤りがありましたので、その字句について整備させていただくものでございます。この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 5 2 号

○議長(林 久光君) 日程第 1 3、議案第 5 2 号 江田島消防署能美出張所新築工事(建築)請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 5 2 号 江田島消防署能美出張所新築工事(建築)請負契約の締結についてでございます。

江田島消防署能美出張所新築工事(建築)請負契約を 2 億 3 4 7 万 2, 0 0 0 円で古澤建設工業株式会社と締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によりまして、議会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(林 久光君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 5 2 号につきまして御説明をいたします。

議案書の 3 1 ページをお願いいたします。

まず 1、契約の目的は江田島消防署能美出張所新築工事(建築)請負契約でございます。

2、契約金額は 2 億 3 4 7 万 2, 0 0 0 円で、うち消費税額及び地方消費税額は、1, 5 0 7 万 2, 0 0 0 円でございます。

3、契約の相手方は江田島市大柿町小古江 1 9 8 2 番地 2、古澤建設工業株式会社で、

4、工期は議会の議決を得た日の翌日から平成 3 1 年 6 月 2 8 日まででございます。

次に、4 0 ページをお願いいたします。

入札状況調べでございます。

3、入札日時及び 4、場所についてでございます。

入札は平成 3 0 年 8 月 2 2 日水曜日、午前 1 0 時から江田島市役所におきまして執行いたしました。

本市が指名をいたしました入札参加指名業者は 1 6 社で、そのうち入札辞退届を提出しております 1 0 社を除きます 6 社で入札を執行いたしました。

入札状況につきましては、表に示すとおりでございます。なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格は 2 億 1, 6 1 0 万 6, 0 0 0 円税抜きでございます。

落札額は、1 億 8, 8 4 0 万円で落札率 8 7. 1 7 %でございます。

工事概要等につきましては、3 2 ページに工事概要書、3 3 ページから 3 9 ページに

平面図などを添付しております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第53号

○議長（林 久光君） 日程第14、議案第53号 市有財産の無償譲渡についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第53号 市有財産の無償譲渡についてでございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、市有財産である旧沖保育園を江田島市畑自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） 議案第53号の市有財産の無償譲渡について御説明いたします。

今回、無償譲渡する旧沖保育園は、保育施設の再編整備により平成18年度末に閉園

後、普通財産となっていたものでございます。

議案書41ページをお開きください。

1、無償譲渡する財産の名称は旧沖保育園。所在地は江田島市沖美町畑1032番地1、施設概要は鉄骨づくり、スレート葺平家建て、床面積は491.33平方メートル、建築年度は昭和47年度でございます。

2、無償譲渡の相手方及び時期は、名称が江田島市畑自治会、所在地は江田島市沖美町畑1032番地1、沖交流の家。時期は、議会の議決を得た日以降といたしております。

3、無償譲渡の理由といたしましては、ひろしま・さとやま未来博2017において改修された旧沖保育園を地縁による団体として認可された江田島市畑自治会が地域活性化のため、新たな交流施設として活用を希望したためでございます。

42ページに、無償譲渡する施設の位置図・平面図を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（林久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 重長英司議員。

○3番（重長英司君） この譲渡理由につきまして、地域活性化のための新たな交流施設として活用とありますけれども、その具体的な計画はありますか、お知らせください。

○議長（林久光君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） 具体的な理由を、私どものほうにまだお話しはしていただいておりますけれども、この施設はもともと沖の自治会のほうで使用されていたものでございます。当面はこの活動を続けていく、将来においては、これを収益できるような財産にしていきたいというふうなことでございました。

以上でございます。

○議長（林久光君） 13番 胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 今、こちらのほう企画部長が御説明のとおり、ひろしま・さとやま未来博2017で広島県が廃校リノベーションということで、県内3つの小学校であるとか旧保育園こういったものの、要はクラウドファンディングによって改修されたものと認識しております。こちらのほうちなみに改修費用というのはどれぐらいかかったのか。もちろんこれは、そういった県の事業によって市の所有施設が改修できてくということはずごく喜ばしいことであると思っております。それがまず1点と。

先ほど、重長議員のほうの事業計画等ありますかというところの質問の中で、特に今把握してないと。ただ、収益という言葉在先ほど耳にしました。先ほどの今の市の条例のところでは収益事業を得た場合は、減免措置ならないというふうに解釈できるんですが、そこら辺との兼ね合いをちょっと教えていただけるかなというふうに思います。

○議長（林久光君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） まず、改修費用の件からです。

これは県の事業なので正確な金額はわかりませんが、約3,000万円というふうに聞いております。

収益事業につきましては、現在は収益事業を行わないということで減免の対象になりますけども、将来、畑自治会がこの建物を有償で貸すとかそういったことがあった場合には収益事業、公共の施設ではなくなってしまうので減免の措置等はなくなっていくというふうに思われます。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（林 久光君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、3日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集ください。

本日は御苦労さまでした。

（散会 14時28分）